

平成19年7月30日
経済産業省

企業立地促進法に基づく工場立地法の特例措置に関する

条例制定のガイドラインの公表について

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（平成19年4月27日成立、6月11日施行）に基づき、市町村は、同法に基づく「基本計画」において「企業立地重点促進区域」を定め、国の同意を受けた場合、工場立地法の特例措置として、緑地面積率及び環境施設面積率を条例で定めることができるようになりました。

そこで、同法に基づく条例制定にあたっての基本的な考え方と条例の参考モデルを記載したガイドラインを公表いたします。

- （別紙1） 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（以下「企業立地促進法」という。）に基づく工場立地法の特例措置に関する基本的な考え方について
- （別紙2） 企業立地促進法第10条第1項に基づく条例について
- （別紙3） 企業立地促進法第10条第1項に基づく条例を廃止する条例について
- （別紙4） 企業立地促進法第10条第1項に基づく条例を一部改正する条例について

（本発表資料のお問い合わせ先）

地域経済産業グループ 地域経済産業政策課

担当者：筑紫、森

電話：03-3501-1512（内線2751）

03-3501-1697（直通）

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく工場立地法の特例措置に関する基本的な考え方について

1. 特例措置の制度概要について

(1) 特例措置の適用

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」(平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。)における、工場立地法(昭和34年法律第24号)に係る特例措置の概略は以下の通りとなります。

まず、企業立地促進法における工場立地法の特例措置を適用するためには、以下の3点が前提となります。

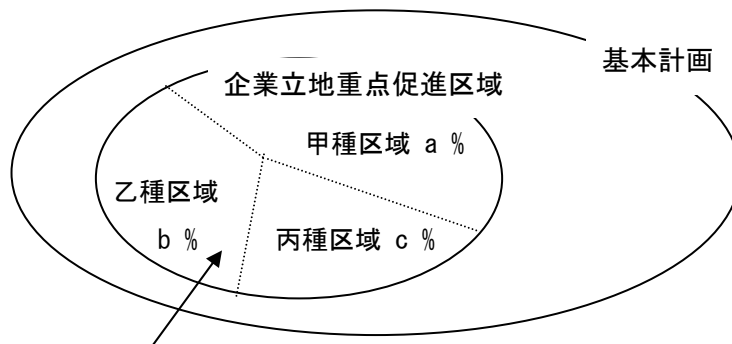
- ① 市町村及び都道府県が共同して、企業立地促進法第5条に基づき、同法第7条の規定により組織する「地域産業活性化協議会」における協議を経て、「産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画」(法第5条第1項に規定。以下「基本計画」という。)を策定する。
- ② その際、「基本計画」に、「企業立地重点促進区域」(法第5条第2項第3号に規定)及び特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果(企業立地促進法第5条第2項第4号に規定)を定める。
- ③ 上記内容を盛り込んだ「基本計画」に関する国の同意を受ける。

上記の措置がなされることにより、市町村は、国の同意を受けた企業立地重点促進区域(以下「同意企業立地重点促進区域」という。)における工場又は事業場の緑地面積率及び環境施設面積率について、国の定める基準の範囲内で、区域の区分ごとに条例(以下「緑地面積率等条例」という。)を定めることが可能となります。(企業立地促進法第10条第1項)

したがって、工場立地法の特例措置を適用する場合は、上述の内容を経た上で、条例を制定してください。

(2) 特定措置の制度構造

上述の通り、工場立地法の特例措置は、「基本計画」の存在を前提にしているものであり、特例措置の構造を図解すると下図の例のとおりとなります。



条例で区域の区分ごとに緑地面積率等を規定（数値は緑地面積率の例示）

（１）で述べた、「緑地面積率等条例」は、工場立地法第４条第１項の規定に基づき、国により公表された準則に代えて適用すべき準則として定めることとなります。また、工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく都道府県又は政令市により定められた準則（以下「地域準則」という。）がある場合には、当該地域準則に代えて適用すべき準則として定めることとなります。（図１、図２参照）

なお、地域準則が定められている区域と、緑地面積率等条例を定める区域とに重複がある場合（図２）には、事業者等の方々の混乱を防ぐ観点から、緑地面積率等条例によって定められる区域を地域準則の適用区域から除くよう、地域準則を改正することが望ましいと考えられます。

<地域準則が定められていない場合：国の準則に代わるものとして緑地面積率等条例を定める>
（図１）

国の準則（緑地面積率：２０％）

①第１０条第１項に基づく準則（条例）
（緑地面積率例：a％）

<地域準則が定められている場合：国の準則及び地域準則に代わるものとして緑地面積率等条例を定める>（図２）

国の準則（緑地面積率：２０％）

地域準則
（緑地面積率例：X％）

第１０条第１項に基づく（条例）
（緑地面積率例：a％）

(3) 特例措置の終了

基本計画が終了する場合、基本計画に定められた企業立地重点促進区域も無くなることとなるため、緑地面積率等条例も効力を失うこととなります。

緑地面積率等条例が失効するパターンは以下の3つが想定されます。

- ① 基本計画の計画期間が満了する場合
- ② 基本計画の計画期間満了前に市町村が自主的に当該計画を終了する場合
- ③ 基本計画の計画期間中に、市町村が（計画中の他の部分は維持したまま）同意企業立地重点促進区域を廃止（一部変更を含む（※））する場合

（※）基本計画の計画期間中に同意企業立地重点促進区域が一部変更となった場合には、当該変更により、同意企業立地重点促進区域では無くなった区域についてのみ、条例が失効することとなる。

2. 企業立地促進法に基づく条例制定について

企業立地促進法における工場立地法の特例措置に関連した条例としては、以下の3つが想定されます。

- ①企業立地促進法第10条第1項に基づく緑地面積率等条例
- ②緑地面積率等条例を廃止する条例
- ③緑地面積率等条例を一部改正する条例

①は、特例措置の適用を行うための条例です。特例措置の適用される区域の範囲の指定、緑地及び環境施設の面積率等について定めるものです。

②は、基本計画の終了等に伴い、①を廃止するための条例であり、また、廃止に伴う経過措置等について、定めるものです。

③は、基本計画の改正等に伴い、特例措置の適用される区域の範囲や緑地及び環境施設の面積率等の改正について定めるものです。

3. 同意企業立地重点促進区域を廃止（一部変更を含む）することに伴い、基本計画を変更する場合の注意事項

企業立地促進法における工場立地法の特例措置は、基本計画の中に定める同意企業立地重点促進区域の存する市町村が、緑地面積率等条例を制定することにより適用さ

れることから、基本計画が変更され、同意企業立地重点促進区域の廃止（一部変更を含む）が行われる場合は、当該基本計画の変更日と緑地面積率等条例の一部改正の日付が同一となることが求められます。

具体的な注意事項としては、政令で定められている基本計画の変更の協議書（様式第2）の「1 変更しようとする事項」に、当該変更が効力を有することとなる日付を明記し、同意を受けた場合には、当該日付をもって変更とされるよう手続きを行うとともに、廃止または、改正を行う条例の施行日が当該日付と同一の日付となるよう、「地域産業活性化協議会」において、十分に調整を行うことが必要です。

企業立地促進法第10条第1項に基づく条例について

今回の特例措置を適用させるに当たっては、まず、「企業立地促進法第10条第1項に基づく緑地面積率等条例」を制定することが必要です。

既に、企業立地促進法第10条第2項に基づき、国は「緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての基準」(平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号)を公表しています。

これを踏まえ、その範囲内で、市町村が同意企業立地重点促進区域について区域を区分し、それぞれの区域に適用される緑地面積率等を定めることとなります。

(本則)

第1条

本条例の趣旨を定めます。本条例が、国準則(あるいは地域準則)に代えて適用すべきものであることを明記します。

第2条

本条例における用語の定義を定めます。

第3条

本条例の最も重要な規定です。「緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての基準」に基づき、特例措置の適用を受ける地域を「甲種区域」「乙種区域」「丙種区域」にそれぞれ区分し、緑地面積率、環境施設面積率をそれぞれ定めます。

(附則)

第1条

施行日を定めます。

第2条

国が公表している準則の備考欄にある、いわゆる既存工場等(昭和49年6月28日時点で既に設置されている又は設置のための工事が行われている工場又は事業場を指す。)の緑地及び環境施設の面積の算定方法について、同様の考え方にに基づき、本条例においても定めます。

参考1. 第十条第一項に基づく条例

市条例第 号

市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第一項の規定に基づき、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の規定により公表された準則（以下「法律則」という。）及び 県工場立地法第四条の二第一項の規定に基づき準則を定める条例（平成 年条例第 号）により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、工場立地法の規定の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第三条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

	区域の範囲			緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	町丁目、	町丁目、	町丁目、	a 以上	x 以上
乙種区域	町丁目、	町丁目、	町丁目、	b 以上	y 以上
丙種区域	町丁目、	町×丁目、	町丁目、	c 以上	z 以上

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(既存工場等に係る面積の算定)

第二条 次項に定める場合を除き、昭和四十九年六月二十八日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第六条第一項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が第三条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であつて、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によつて行うものとする。

$$G \cong \frac{P}{r} \left(a - G_0 \right)$$

一 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

【】書は工場立地法第四条の二第一項に基づく地域準則が定められている場合に記載する。

第2条第1項の計算式は、届出既存工場の生産施設面積の変更に伴う、緑地及び環境施設の必要量の算定式を定めたものである。
第2条第1項第1号の計算式中の「a」は、

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(a - \frac{G_0}{S} \right) > aS - G > 0$ のときは、 $G \geq aS - G_1$ とし、 $aS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、G、P、 γ 、 G_a 、S及び G_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- P 当該変更に係る生産施設の面積
 γ 当該既存工場等が属する法第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更に係る生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

11 市総合遊憩施設の面積の算取にまつ設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(X - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(X - \frac{E_0}{S} \right) > XS - E > 0$ のときは、 $E \geq XS - E_1$ とし、 $XS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、E、P、 γ 、 E_a 、S及び E_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- P 当該変更に係る生産施設の面積
 γ 当該既存工場等が属する法第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更に係る生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

2 法第11条第1項第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が、第三条の表における甲種区域の区域の範囲内に存在する場合において、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によつて行ふものとする。

1 市総合遊憩施設の面積の算取にまつ設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(a - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(a - \frac{G_0}{S} \right) > aS - G > 0$ のときは、 $G \geq aS - G_1$ とし、 $aS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

第三条の表において甲種区域に設定される区域の緑地面積率を挿入したものを。
例えば、甲種区域の緑地面積率を18%に設定した場合「0.18」となる。

第2条第1項第2号の計算式中の「 \times 」は、第三条の表において甲種区域に設定されている区域の環境施設面積率を挿入したものを。
例えば、甲種区域の環境施設面積率を23%に設定した場合は「0.23」となる。

第2条第2項の計算式は、届出既存工場が複数業種を営んでいる場合の生産施設面積の変更に伴う緑地及び環境施設の必要量の算

企業立地促進法第10条第1項に基づく条例を廃止する条例について

将来、何らかの理由で基本計画が終了する際には、緑地面積率等条例を廃止する条例を定めることとなります。

緑地面積率等条例の廃止に伴い、特例措置の適用を受けていた特定工場は、再び国の準則（地域準則が定められている場合は地域準則）の適用を受けることとなります。このような場合には、特定工場の事業者の利益に配慮し、整備すべき緑地面積率等に係る法的な安定性を確保することが望まれます。具体的には、緑地面積率等条例を廃止する条例を制定する場合に、当該廃止条例中に経過措置を規定することとなります。

基本計画が終了する場合、仮に条例が廃止されなかったとしても、条例は効力を失うこととなり、事実上、同様の効果が得られますが、事業者等の混乱を避けるため、基本計画の終了と廃止条例の施行日を一致させることが求められます。

(本則)

緑地面積率等条例を廃止する旨を定めます。

(附則)

第1条

本条例の施行日を定めます。

第2条

本条例に伴う経過措置を規定します。企業立地促進法に基づく工場立地法の特例の適用を受けた特定事業者に対しては、国が公表している準則の備考欄にある、いわゆる既存工場等（昭和49年6月28日時点で既に設置されている又は設置のための工事が行われている工場又は事業場を指す。）の緑地及び環境施設の面積の算定方法と同様の考え方にに基づき、経過措置を定めます。

第3条

前条の経過措置の適用期間を定めます。特例の適用を受けた特定工場の事業者の利益に配慮し、整備すべき緑地面積率等に係る法的な安定性を確保する観点で、合理的な期間であることが望ましいと考えられます。ここでは、参考例として、10年としています。

参考2・第十条第一項に基づく条例を廃止する条例

市条例第 号

市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例
市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例（平成 年条例第 号）は、廃止する。

附則

（施行期日）
第一条 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

（経過措置）

第二条 次項に定める場合を除き、この条例の施行前に 市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例の適用を受けた特定工場（以下、「特例特定工場」という。）において、この条例の施行後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、工場立地に関する準則（平成十年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第一号）【 県工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を定める条例（平成 年条例第 号）】第二条【第 条】の規定に適合する緑地及び同準則第三条【同条例第 条】の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。
一 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(R - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(R - \frac{G_0}{S} \right) > RS - G > 0$ のときは、 $G \geq RS - G_1$ とし、 $RS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、G、P、 γ 、G₀、S及びG₁は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- P 当該変更に係る生産施設の面積
- γ 当該特定工場が属する法律別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を越える面積
- S 当該特定工場の敷地面積
- G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

二 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(K - \frac{E_0}{S} \right)$$

【】書は工場立地法第四条の二第一項に基づく地域準則が定められている場合に記載する。

計算式中のRは緑地面積率、Kは環境施設面積率を表している。地域準則が定められている場合は、Rをその緑地面積率の数値J、Kを環境施設面積率の数値にそれぞれ置き換えること。
地域準則が定められていない場合には、Rを「0.20」、Kを「0.25」にそれぞれ置き換えること。

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(K - \frac{E_0}{S} \right) > KS - E > 0$ のときは、 $E \geq KS - E_1$ とし、 $KS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 P 、 γ 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- P 当該変更に係る生産施設の面積
- γ 当該特定工場が属する法律別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
- S 当該特定工場の敷地面積
- E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

2 工場立地に関する準則別表第一の上欄に掲げる二以上の業種に属する特定特定工場において、この条例の施行後に生産施設の面積の変更が行われるときは、同準則第二条【 県工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を定める条例第 条】の規定に適合する緑地及び同準則第三条【同条例第 条】の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によつて行うものとする。

1 井筒井掘削等の面積の算定に併し設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^A \frac{P_j}{\gamma_j} \left(R - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^A \frac{P_j}{\gamma_j} \left(R - \frac{G_0}{S} \right) > RS - G > 0$ のときは、 $G \geq RS - G_1$ とし、 $RS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

- これらの式において、 G 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。
- G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- n 当該特定工場が属する業種の個数
- P_j 当該変更に係る業種に属する生産施設の面積
- γ_j j業種についての法律別表第1の下欄に掲げる割合
- G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- S 当該特定工場の敷地面積
- G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

11 当該生産施設の面積の変更に併し設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^A \frac{P_j}{\gamma_j} \left(K - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(K - \frac{E_0}{S} \right) > KS - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq KS - E_1$ とし、 $KS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- n 当該特定工場が属する業種の個数
- P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積
- γ_j j業種についての法律別別表第1の下欄に掲げる割合
- E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
- S 当該特定工場の敷地面積
- E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

第三条 前条の規定は、この条例の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

この施行後、当該区域の範囲に存する工場等の適用期間を定め置きの適用期間を定められたものである。参考例として、適用期間は十年として適

企業立地促進法第10条第1項に基づく条例を一部改正する条例について

緑地面積率等条例が施行されている間に、同条例の適用を受ける区域の範囲又は当該区域の範囲に適用すべき緑地面積率等を変更する必要がある場合には、同条例の一部改正条例を制定する必要があります。

また、同条例の適用される区域の範囲に変更があった場合には、同条例の適用を受けないこととなった特定工場に対しては、企業立地促進法第10条第1項に基づく条例を廃止する条例と同様に、経過措置が望まれます。

(本則)

改正後の区域の範囲、緑地等の面積率を定めます。

(附則)

第1条

施行期日を定めます。

第2条

新たに、区域の範囲を追加する場合は、国が公表している準則の備考欄にある、いわゆる既存工場等（昭和49年6月28日時点で既に設置されている又は設置のための工事が行われている工場又は事業場を指す。）の緑地及び環境施設の面積の算定方法について、同様の考え方に基づき、本条例においても定めます。一方、区域の範囲を加えない場合は、本条の制定は不要です。

第3条

新たに、区域の範囲を削る場合は、本条例に伴う経過措置を定めます。企業立地促進法に基づく工場立地法の特例の適用を受けた特定事業者に対しては、いわゆる既存工場等の緑地及び環境施設の面積の算定方法と同様の考え方に基づき、経過措置を定めます。一方、区域の範囲を削らない場合は、本条の制定は不要です。

第4条

前条の経過措置の適用期間を定めます。特例の適用を受けた特定工場の事業者の利益に配慮し、整備すべき緑地面積率等に係る法的な安定性を確保する観点で、合理的な期間であることが望ましいと考えられます。ここでは、参考例として、10年としています。なお、前条を制定しない場合は、本条の制定は不要です。

11 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設的面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(X - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(X - \frac{E_0}{S} \right) > XS - E$ のときは、 $E \geq XS - E$ とし、 $XS - E \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、E、P、 γ 、 E_0 、S及びEは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- P 当該変更に係る生産施設的面積
- γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更に係る生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

2 工場土地に関する準則（平成十年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第一号）法準則別表第一の上欄に掲げる二以上の業種に属する既存工場等が、第三条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であつて、当該既存工場等において生産施設的面積の変更が行われるときは、同条の表の上欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、それぞれの各号に掲げる式によつて行うものとする。

1 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(a - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(a - \frac{G_0}{S} \right) > aS - G$ のときは、 $G \geq aS - G$ とし、 $aS - G \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、G、n、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、S及びGは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- n 当該既存工場等が属する業種の個数
- P_j 当該変更に係る業種に属する生産施設的面積
- γ_j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合
- G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更に係る生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

第2条第1項第2号の計算式中の「x」は、第三条の表において甲種区域に設定されている区域の環境施設面積率を挿入したものである。例えば、甲種区域の環境施設面積率を23%に設定した場合は「0.23」となる。

第2条第2項の計算式は、届出既存工場が複数業種を営んでいる場合の生産施設面積の変更に伴う緑地及び環境施設の必要量の算定式を定めたものである。

二 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n P_j \left(X - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n P_j \left(X - \frac{E_0}{S} \right) > XS - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq XS - E_1$ とし、 $XS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

- E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
- n 当該既存工場等が属する業種の個数
- P_j 当該変更に係る業種に属する生産施設の面積
- γ_j 業種についての法律別表第1の下欄に掲げる割合
- E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届出せられた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届出せられた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

3 前二項の規定は、既存工場等が第三条の表における乙種区域又は丙種区域の区域内に存する場合について準用する。この場合において、乙種区域の区域内の範囲内に存する既存工場等については、第一項及び第二項中「a」とあるのは「b」と、「x」とあるのは「y」と読み替えるものとし、丙種区域の区域の範囲内に存する既存工場等については、第一項及び第二項中「a」とあるのは「c」と、「x」とあるのは「z」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第三条 次項に定める場合を除き、この条例の施行前に 市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例の適用を受けた特定工場であつて、廃止区域(この条例による改正前の第三条の表で区域の範囲に掲げられた区域のうち、この条例による改正後の第三条の表で区域の範囲に掲げられていないものをいう。以下同じ。)に存するもの(以下、「廃止区域特例特定工場」という。)において、この条例の施行後に生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、工場立地に関する準則(平成十年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第一号)【 県工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を定める条例(平成 年条例第 号)】第二条【第 条】の規定に適合する緑地及び同準則第三条【同条例第 条】の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

一 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(R - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(R - \frac{G_0}{S} \right) > RS - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq RS - G_1$ とし、 $RS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

第2条第3項は、乙種区域、丙種区域に関する計算式は、前条の規定を準用する旨を規定したものである。

《 》書は本条例における区域の範囲の変更が、縮小のみであるため、第二条が定められない場合に記載する。

【】書は工場立地法第四条の二第一項に基づく地域準則が定められている場合に記載する。

計算式中のRは緑地面積率、Kは環境施設面積率を表している。地域準則が定められ

これらの式において、G、P、 γ 、Ga、S及びGは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該特定工場が属する法律別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該特定工場の敷地面積

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

11 市営生産施設の面積の算取方法及び環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(K - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(K - \frac{E_0}{S} \right) > KS - E > 0$ のときは、 $E \geq KS - E_1$ とし、 $KS - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、E、P、 γ 、E₀、S及びE₁は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該特定工場が属する法律別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

のうち、この条例の施行後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該特定工場の敷地面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

2 工場立地に関する準則別表第一の上欄に掲げる一以上の業種に属する廃止区域特定工場において

一の条例の施行後に生産施設の面積の変更が行われるときは、同準則第二條【**県工場立地法第四條の**

二第一項の規定に基づく準則を定める条例第 条】の規定に適合する緑地及び同準則第三條【**同条例第**

条】の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

20.

1 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(R - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(R - \frac{G_0}{S} \right) > RS - G > 0$ のときは、 $G \geq RS - G_1$ とし、 $RS - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

ている場合は、Rをその緑地面積率の数値に、Kを環境施設面積率の数値にそれぞれ置き換えること。
地域準則が定められていない場合は、Rを「0.20」、Kを「0.25」とそれぞれ置き換えること。

条例作成に当たつての留意点

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「企業立地促進法」という。）第十条第一項に基づく条例を作成するに当たつては、次のような点に留意する必要がある。

1 条例の適用を受ける区域の範囲は、同意基本計画（企業立地促進法第七条に規定する同意基本計画をいう。ただし、同法第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）において定められた同項第三号に規定する区域（以下「同意企業立地重点促進区域」という。）内であること。

2 同意企業立地重点促進区域における製造業等に係る工場又は事業場の緑地及び環境施設のそれぞれ面積の敷地面積に対する割合の設定に当たつては、企業立地促進法第十条第二項の規定に基づき公表された緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）の範囲内で設定すること。

3 条例を制定するにあつては、開発許可担当部局・都市緑地担当部局等関係部局と協議することが求められること。